

## 重要事項説明書（居宅介護支援）

あなたに対する居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	羽島市福寿町浅平3丁目25番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	中畑 弘
電話番号	058-391-0631

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ふれあい介護支援センター
指定番号	2170400135
所在地	羽島市福寿町浅平3丁目25番地
電話番号	058-394-4505
通常の事業実施地域	羽島市

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
事業の方針	要介護または要支援状態にある高齢者等が、可能な限り居宅において、自立した生活ができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

### 4. ご利用事業所の職員体制（令和7年4月1日現在）

従業員の職種	員数	勤務の形態
管理者	1名	常勤（主任介護支援専門員・介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	5名以上	常勤1名（管理者と兼務） 常勤3名以上 非常勤1名以上
事務員	1名以上	常勤

### 5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで（連絡対応は24時間可能です）

### 6. 利用料

関係法令に基づいて定められた金額（法定代理受領サービスであるときは利用者負担なし）
---

### 7. 交通費実費

利用者のご自宅が、通常の事業実施地域（羽島市）外にあるときは、交通費の実費を負担して頂きます。なお、自動車を利用した場合の交通費は、事業所からご自宅までの距離1kmにつき50円を負担していただきます。
--

### 8. 居宅サービス計画の作成における公正中立の確保

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成は、利用者の希望と選択に基づいて作成させていただきます。なお、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所等について、公正中立に複数の事業所の紹介を求めることができます。また、その事業所を位置付けた理由を求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
---

### 9. 介護支援専門員の交代

（利用者からの交代の申し出） 担当している介護支援専門員の交代を希望する場合は、その理由等を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。
---

（事業者からの介護支援専門員の交代） 事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
--

### 10. 医療との連携

ケアプランの作成時（又は変更時）やサービス利用にあたり必要な場合、利用者の同意を得たうえで、主治医及び関連する医療機関と連携を図っていきます。なお、入院時は事業所名及び担当者名等を入院先医療機関にお知らせ頂きますようお願い致します。 主治医よりターミナルケアの状態と助言を受けた場合等必要に応じ、主治医・サービス事業所等と連携を図り、24時間連絡体制をとり適切な居宅介護支援を提供させていただきます。
---

### 11. 実習生の同行

介護支援専門員等を養成する機関等の依頼を受けて、実習生を同行させることがあります。その場合は事前にご了解を取らせて頂きます。
--

### 12. 苦情処理

別紙『ふれあい介護支援センター 相談（苦情）窓口のお知らせ』及び本会の「苦情解決に関する規程」に基づき対応します。
---

### 13. 事故発生時の対応

居宅介護支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告したうえで、その指示に従います。
--

### 14. 個人情報の利用

事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得たサービス利用者またはその家族の秘密を第三者に漏洩しません。ただし、サービス提供上必要な場合は、サービス担当者会議等において、個人情報を用いることがあります。
---

### 15. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。
---

### 16. 感染や災害への対策

感染症の流行や災害の発生時にも業務を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、研修等も実施します。
--

### 17. ハラスメント対策

1. 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
2. 利用者またはその身元引受人、ご家族、その他の関係者が事業者の職員に対し行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護支援の提供開始にあたり 甲1 甲2 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

住 所 羽島市福寿町浅平3丁目25番地  
羽島市福祉ふれあい会館内  
名 称 社会福祉法人羽島市社会福祉協議会  
会 長 中畑 弘  
説明者 ふれあい介護支援センター  
介護支援専門員 氏 名

印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。私は、居宅介護支援の提供開始に同意します。

(甲1) 住 所

氏 名 印

(甲2) 上記代理人

住 所

氏 名 印